

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社ケアシステムズ
所 在 地	東京都千代田区麴町1-5-4-712
評価実施期間	令和5年8月29日～ 令和6年3月25日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	ありのみ保育園 アリノミホイクエン		
所 在 地	〒272-0821 千葉県市川市下貝塚1-3-23		
交通手段	総武線 本八幡駅⇒京成バス15分⇒曾谷バス停下車徒歩10分		
電 話	047-374-8700	FAX	047-374-8711
ホームページ	http://www.arinomi-hoikuen.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人 きぼうの樹		
開設年月日	平成26年5月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	市川市内、外在住							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	15	15	15	15	15	15	90	
敷地面積	2851.62㎡			保育面積		256.45㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		病後児保育(体調不良児対応型)	
	子育て支援		一時保育					
健康管理	看護師による発育測定/月 嘱託医による内科健診・歯科検診/年2回							
食 事	月～土曜日給食 手作りおやつ 食物アレルギー児対応							
利用時間	開園時間 7:00～19:30							
休 日	日曜日、祝日、年末年始12/29～1/3							
地域との交流	園庭開放 運動会 敬老会 等							
保護者会活動	なし							

(3)職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	26	9	35	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	22	1	1	
	事務	調理師、調理員	その他専門職員	
	1	4	5	
	園長			
	1			

(4)サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市役所入園課に入園申請	
申請窓口開設時間	平日8:45～17:15	
申請時注意事項	入園希望時期により申請締め切りが変動	
サービス決定までの時間	約1ヶ月	
入所相談	園見学は随時受付(予約制)	
利用料金	利用者負担額は所得税により変動	
食事料金	3～5歳児は毎月補食代4500円	
苦情対応	窓口設置	
	第三者委員の設置	

3 事業者から利用(希望)者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>【保育理念】生命を守り、育ち合う</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のこととからだに向き合い、自分を愛し人を愛するところを育みます ・やりたいことを自分で選び、やり遂げる力を育みます ・自然の持つ力を活かした活動をします ・地域との結びつきを大切にします
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・約500坪の自然あふれる園庭と畑 ・豊かな食育活動 ・子ども主体の保育 ・ゆるやかな担当制(乳児) ・異年齢保育(3～5歳児) ・保健室があり、看護師が常駐 ・自園で完全手作りの給食(土曜日も提供)
利用(希望)者 へのPR	<p>一人ひとりの主体性、創造的な活動を大切に、子どもの自立に必要な環境を整えるよう努めていきます。</p> <p>各クラスには、やりたい気持ちを刺激する教材や玩具が用意されています。</p> <p>自然あふれる園庭には既成遊具は1つもなく、代わりにたくさんの木や果樹、草花が植えられています。子どもたちは自分の意志で自由に遊びを選び、創造することができます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>広い園庭を活用して子どもが自ら遊びを創造できるようにしている</p> <p>約500坪の広さの園庭は、どろんこエリアやはらっぱエリアなど複数のエリアで分けられており、園庭での遊びを充実させるためにプレーリーダー専任の職員が在籍している。園庭には既成の固定遊具を置かずに子どもが遊びを創造できるようにしている。また、複数ある木は登っても良い木とダメな木を表示してあり、安全にも配慮している。保育室の西側にはベランダがあり、0歳児も安心して遊べる土の小園庭につながっている。園の玄関には開園当初からの「園庭あそびの様子」の写真を多用したファイルを置いて、誰でもが見ることができるようにして保護者にも伝えている。</p>
<p>食についての関心を深めるため、クッキングや野菜栽培など様々な取り組みに力を入れている</p> <p>年間食育計画を栄養士が作成し、毎月の食育を通して食材に触れたりクッキングや野菜の栽培などを行い、食に関する知識を身につけられるような活動を取り入れている。また、栽培した野菜を収穫する喜びや、畑で取れた大豆を乾燥しての味噌づくりなどを通して食に対する感謝の気持ちを育てている。園長主催の【親子で収穫体験】が週末に開催されている。保護者には活動内容を写真で撮り、ドキュメントを掲示して伝えるとともに、子どもとの会話につながるようにしている</p>
<p>保育理念の実現に向け、園長および職員は課題などを共有しながら業務・保育を実践している</p> <p>保育理念・目標・方針については「入園のしおり」で詳しく説明しており、法人及び園の教育・保育に関する基本原則が盛り込まれている。これに基づき、職員の行動基準・指針ともなるように明確にして情報共有しながら、その後の業務や保育実践に活かしている。園長は定期的に職員面談を実施して、希望や気になる点、改善点などを把握し、良好な職場環境及び人間関係、保育環境を築けるように努め、リーダーシップを発揮している。園児一人ひとりの主体性、創造的な活動を大切に、子どもの自立に必要な環境を整えるように努めている。各クラスには、やりたい気持ちを刺激する教材や玩具が用意されている。自然あふれる園庭には既成遊具は一つもなく、代わりにたくさんの木や果樹、草花が植えられている。子どもたちは自分の意思で自由に遊びを選び、創造することができている。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>安全対策の取り組みについて保護者に説明を行うことも期待したい</p> <p>事故発生時や事故防止対策として、各種マニュアルを作成している。それらをもとに看護師を中心に、事故発生時にどう動くかの研修を行っている。また、保育安全計画の中で毎日室内と園庭の安全確認をし記録し、保育士・プレーリーダーなど各職種が話し合い更なる安全対策を図っている。ヒヤリハット、事故事例は職員全体で共有し、場合によっては話し合いを持ち事故防止につなげている。今後は更に保護者に向けて「こういう安全対策をしています」と具体例などを用いて説明を行うことも期待したい。</p>
<p>人事評価への評価基準などを明確にした上での計画実行を期待したい</p> <p>職務の権限規定などを作成し、正規職員をはじめ非常勤職員も採用しているが、明確な人材確保・定着・育成の方針とその実行計画の体系立てが不明な点がある。園長などの面談を通じて判断し適正適材に人事配置に努めており、年度末には園長と主任が職員各自の要望、経験などを踏まえ、人材育成を考えクラス担任を決めており、職員の育成を重点に置いている。「職員に求める人材像や役割」を明示し、人材確保および育成、定着に取り組んでいる。職員それぞれの職務は職務分掌にて、その役割・権限責任を明確化しており、園内行事やイベントに関しては役割分担して園運営を行っている。一方で、分かり易い評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図りたい。また、評価結果については園長が職員一人ひとりと面談を行い、フィードバックを図って説明し、明確な透明性を図りつつ総合的な人事管理の方針と計画を立て実行されることを期待したい。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

第三者評価を受け、出来ている事やありのみ保育園の魅力、努力が必要な部分が明白になった。

安全対策の取組み説明や、評価基準などはこれらを踏まえて今後考えていきたい。

福祉サービス第三者評価項目(保育所等)の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	3	3	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	1	3	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
		計				127	9

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念・基本方針・保育目標は、パンフレットやホームページに記載してくわしく説明しており、法人及び園の保育に対する姿勢や方向性を読み取ることができる。基本理念・目標・方針には教育・保育に関する基本原則が盛り込まれており、保育園の特長や考え方を示している。保育理念、方針、目標などは重要事項説明書にも明記して全体的な計画にも明示されており、年間や月案の中に具体的な保育活動として落とし込み、園の指針としている。さらに事務所や玄関など園を訪れる誰もが見やすい場所に掲示することで情報共有を図っている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の保育理念・基本方針などは、園目標決定時などに職員会議や日々のミーティングなどで周知・確認の時間を設けており、さらに新入職員へも入職時に説明を行っている。園では朝礼、会議や園内研修などの中で、保育に関する事件や事故があると、その関連ニュースについて話し合いをするなどして職員間で情報共有を図っている。職員会議で園長・主任の話の中で保育目標や方針に触れ周知を図っている。保育理念や方針に基づいた保育計画を作成し、日々の実践の中で反省や振り返りに努めている。職員間の話し合いや会議において確認をし合いながら、次の活動につなげている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園玄関の目にとまりやすいところに基本理念などを掲示し、見学者などに提示しており、重要事項説明書の記載を抜粋してレジュメを配付して、保護者などには入園時の説明会や面談、懇談会などで説明して伝えている。日常的には個人面談や登降園時に保護者との情報交換を通じて話している。日々の保育の様子や行事の様子を見てもらう中で基本理念や基本方針をより身近に感じ取ってもらえるように努めている。新入園児の保護者には、入園面談において「入園のしおり」を基に理念や方針を説明している。在園児については、年度初めに行われる「ありのみ会」(保護者総会)において説明し周知に努めている。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 □理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 □事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 □現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>中・長期計画は法人運営推進部で策定しており、園では単年度事業計画の作成にあたって、前年度の事業計画を踏まえながら、具体的な実施状況と反省のもと課題を明確化して策定している。職員会議にて、現場・職員の声も反映し、重要課題などを明らかにしながら運営、行事計画、職員研修などに生かせるよう、具体的な数値目標を設定することで実施状況の評価が明確に行われるようになっている。事業計画書や事業報告書はそれぞれ、運営に関する基本事項をあげ、実施事項や計画を明示する内容にまとめられているが、重要事項などは明確にされていない。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園運営上の重要課題については年度末会議にて付議され、職員全員で行事方針の決定や課題について議論している。年度末職員会議では、今年の振り返りと反省を行い、来年度の目標を設定している。また、職員会議においては職員からの問題提起項目を取り入れ職員間で話し合う機会としている。年度途中には、事業計画の実施状況の確認把握を行い、その後の企画、提案や計画に生かせるよう取り組んでいる。年度末に来年度の方針や職員配置などを全体で話し合う機会を設けている。その中で、業務分担などの割り振りなどを決定し、職員の意見を取り入れながら決定している。課題については、クラス会議で話し合うようにしている。毎月の職員会議の場でも園長・主任・看護師などさまざまな職種の職員間で話し合いをしている。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好に把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は定期的に職員面談を実施して、希望や気になる点、改善点などを把握し、良好な職場環境及び人間関係、保育環境を築けるように努め、リーダーシップを発揮している。また、法人主催の各種会合、研修や外部研修など様々な資質向上への取り組みにも積極的に参加している。リーダー会議・クラス会議・職員会議などでは保育の見通しや技術の提案、情報交換などを行っている。問題が発生した際には原因の所在を明らかにし、臨時職員会議を開催して改善に取り組んでいる。職員の様子は園長および主任が気を配り、個別に指導や助言をしている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に対して入職時研修にて、「倫理規定」などの研修を、さらに、個人情報保護やプライバシー保護についても説明・周知し、その遵守を求めている。園では、不適切保育について研修を実施しており、その研修から園内において研修や掲示などで周知を図っている。新入職員には「保育の専門者としてふさわしくない言葉の例」という冊子を配付して主任がそれに基づいてオリエンテーションを行っている。また、入職時に渡す書類の一つに「秘密保持に関する確認書」があり、業務上知った情報については漏洩しないことの誓約を得ている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 <input type="checkbox"/>評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 <input type="checkbox"/>評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士・栄養士・調理員など正規職員をはじめ、用務員や保育補助などの非常勤職員も採用している。園長などの面接を通じて判断し適正適材に人事配置に努めている。年度末には園長と主任が保育士各自の要望、経験などを踏まえ、人材育成を考えクラス担任を決めており、保育士の育成を重点に置いている。正規職員については自己評価シートを基に園長・主任面談を実施して育成につなげている。職員それぞれの職務は職務分掌にて、その役割・権限責任を明確化しており、園内行事やイベントに関しては役割分担して園運営を行っている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>育児休暇や慶弔休暇、子看のための休暇などの制度や、研修費や健康診断、インフルエンザ予防接種費用などの補助制度など、職員への福利厚生が充実している。近隣園の園長などと連携して問題の改善や人材育成、組織体制など園の適正な運営に取り組んでいる。保育士については実働7.5時間のシフト勤務体制をとっている。人員も基準より多い配置となっているため、有給休暇は事前の申し出があれば調整して取得が可能となっている。短時間勤務は子どもが3歳までと規定があるが、家庭の事情により期限を延長して利用している職員が2名おり、子育て中の職員の要望にも柔軟に対応している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中長期の人材育成計画がある。 <input type="checkbox"/>職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長と職員が目標の設定、達成基準などの内容を共有し職員個々の課題や取り組みを明確にして、定期的に面談を行う中で進捗状況を把握すると共に、職員の自己研鑽意欲向上を促している。また、園ではOJT制を導入し、新人育成に取り組んでいる。年間を通しての研修計画は策定していないが、園内研修や外部研修への参加を促し職員の資質向上に取り組んでいる。外部研修は年間1人ずつに上限を設け園が補助している。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は「子どもの権利条約」はじめ人権擁護や虐待などについて学びを深め、園長は児童憲章や全国保育士倫理綱領について、必要事項をまとめ職員に配付し、再度確認し合い認識を改めている。また、園長、副主任が職員の子どもへの関わりが適切に行われているかどうか、見て回り対応に当たっている。虐待については、その兆候を見逃すことがないように気を付けて見守り、疑いがあった場合は法人や行政、児童相談所など関係機関へ連絡する仕組みができています。現在、虐待の報告はないが、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に基づき関係機関と連携して対応する仕組みを整備している。不適切な保育について、職員会やリーダー会、クラスミーティングで研修を行い子どもの人権に配慮した保育の学びを深め、心配のある家庭を家庭支援課と児童相談者とともに見守っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 □ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報については入園書類の中に使用する情報と目的を明示している。職員については入職時に個人情報についての内容を含む書類を渡し、確認書を記入してもらっている。個人情報の取り扱いに関しては、法人で定めている「個人情報保護規定」を遵守し、保護者へは書面で利用目的を明確にして同意を得ている。ブログや行事写真の掲載においても個人情報使用承諾書に基づいて行っている。ボランティアや実習生に対しても守秘義務についてオリエンテーション時に説明し、誓約書の提出を求めている。園内の個人情報保護が記入された保育書類や重要書類は厳重管理を行い、情報漏洩防止に努めている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年4月に開催する保護者総会ではクラス懇談会も同日に実施しており、重要な案件を伝えるとともに意向や要望を把握することに取り組んでいる。保育参観や年に1度の個人面談を通じて、実際に保育を見る機会と要望などを把握する機会を設けている。日頃から全職員が保護者とのコミュニケーションを大切に、些細なことも伝えやすい雰囲気づくりに努めている。個人面談や懇談会では別途相談室を設け話しやすい環境づくりに努め、保護者の意見や要望については必要に応じて個別対応や文書を作成し、保護者に配付するなどの対応をしている。また、玄関に意見箱を設置し、いつでも苦情や要望に対応できるようにしている。保護者アンケートについては、集計結果を公表しており、状況に応じて個別に対応するなど、細かな配慮に努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情対応については重要事項説明書に明記しており、保護者などには入園時に説明し周知を図っている。玄関ホールに「保育園苦情解決フロー」が掲示され、また保護者に配付し周知を図っている。苦情対応マニュアルを整備し、各クラスでの相談や意見に関しても担任と連携を取りながら必要に応じた対応をしている。職員より問題点などが上がってくると話を聴き、検討して原因・要因を掴み、必要に応じて行政・法人などと連携して問題解決に努めている。玄関ホールに苦情受け付けの箱を設置し、誰もが意見を投函できるようになっている。苦情に関する規定と、苦情があった場合どう対応したのかの記録を残している。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年4月に目標を立て、秋ごろには達成状況を確認し、職員は自分の目指すべき目標を持ち保育にあたっている。年度・期ごとに前年度および前期の反省や懇談会を通じて把握した園児の状態を考慮し、次年度の保育計画を策定している。日常的には、日々の日誌、週案、月案などからクラスごとに保育内容について振り返り、課題の発見と改善を行い、保育の質の向上に努めている。また、今回の第三者評価受審に当たり、保育内容や園の取り組みについて職員が振り返り、課題を見つけていく良い機会となり、今後の保育の質向上に努めていくこととしている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>マニュアル類は法人で作成したものと園独自で作成したものとがあり、保育士や看護師など各種職種が連携して各種マニュアルを作成している。法の改訂があった場合やその他随時必要があれば見直しを行っている。改訂があった場合は職員会議などで共有しており、様々なマニュアルやガイドラインにおいて業務の基本や手順を明確し、わからない時や新人育成に活用している。職員間では、業務の基本を振り返り確認する際に活用している。法人にて、年1回、または随時にマニュアルなどの見直しを行っている。園では、ソフト・ハード面で園運営に関する独自のマニュアルを作成し職員に周知徹底を図っている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園見学は年間を通して随時受け付けをしている。案内の際は1回1組を基本として園のパンフレットを用いて園の方針や各クラスの様子や活動内容、取り組みなどを1時間ほどかけて案内している。入園に関する問い合わせも必要な場合があれば専門職と内容を相談しながら対応をしている。広い園庭があり、どろんこ遊びや木登り、園庭遊びに付随して少しのケガを伴うことがあることを園の方針を交えて丁寧に説明することを心がけている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・入園決定後には保護者と面談する機会を設け、重要事項説明書の内容に沿って保育園生活についての説明を行い、保護者の同意を得ている。保育理念、保育目標、保育方針、園の保育の特徴についてや保育時間や延長保育時間、園での1日の流れ、緊急時・災害時の対応、保健・衛生などを項目別に掲載することで、園と保護者で統一した情報の共有ができるように配慮している。その際には、家族構成や家庭での保育の様子などを聞き取り、保護者の意向を把握することに努めている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・全体的な計画は保育所保育指針に沿って作成している。年間保育計画は、全体的な計画、育成課程を踏まえ、子どもの養護と教育の各領域を考慮して各クラスのリーダー保育士が中心となり、各職員の意見も取り入れて作成している。また、入園時には児童票をはじめ面談記録、0、1歳児は栄養士が離乳食の状況を聞き取り、子どもの発達発育状況などの把握に努め、それらの情報を職員会議で情報共有して計画を作成している。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・年間で作成した計画書をもとに、毎月子どもの姿や興味などをクラス担任で意見を交わし、具体的な保育へと落とし込んでいく。月案計画についても話し合いながら作成し、それらを踏まえて週案作成につなげている。毎月、クラス内での反省を踏まえ、次月案の作成や見直しをするなど、子どもの日頃の発達状況を把握して計画作成につなげている。指導計画は、それぞれの設定期間に応じて評価や反省に取り組み、年度末には総括を行い、新たな計画作成につなげている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・午前と午後には園庭に出て遊ぶ時間を設けている。子ども達が遊びを創造できるよう園庭には既成の固定遊具を置いていない。築山や木登り用の木が設けられ、安全に身体を使った遊びができるよう整備している。室内では色鉛筆や教具などをそろえ、整理して配置している。子どもが自分で取り出し、片づけられるように写真を使って置き場所も明示している。保育士は最後までやり遂げられるよう、声かけをしながら支援している。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園庭は約500坪の広さがあり、どろんこエリア、はらっぱエリア、雑木林エリア、畑など園庭すべてが子どもたちの遊び場となっている。畑では季節ごとの自然物に触れたり食育の体験ができる。また、自然保育をしている園として千葉県より認証も受けている。保護者アンケートでは「自然豊かな園庭で、季節により様々な木の実がなるのも魅力的です」の声もみられた。社会体験として、幼児クラスは秋の遠足とお別れ遠足にてバスを利用し市内、市外の施設を訪れる機会を設けている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・子ども同士のトラブルが発生した際は、すぐに大人が介入せず、子ども同士で話し合う機会を作っている。保育士は事態をしっかり把握したうえで、解決のきっかけ作りの支援を行いながら見守りすることとしている。園は3歳・4歳・5歳が縦割りクラスになっており、年齢の差からくる出来ること・出来ないことをお互いに受け入れ、補い合えるよう指導している。一斉行動も出来る限り行ってないため、一人ひとりに合わせた配慮を心がけている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・特別な支援が必要な子どもについては、個別に計画書を作成して職員間で共有して支援している。月に一度公認心理師を招いて子どもの様子や支援方法についての相談、アドバイスをもらい次につなげている。また、関係機関につながっている子どもについては、保護者の了解を得て連携し、意見を聞いたり情報交換を行い、共通理解のもと支援を行っている。保護者には送迎時声かけをして子どもの様子や保護者の相談を随時受け付けており、園全体で支援している。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・17時以降は延長保育時間となり、乳児と幼児に保育室を分けて保育を行っている。職員は口頭および書面で遅番の職員に情報を伝達し、漏れがないように保護者に伝えるようにしている。11時間の範囲内でその時間を超える保育時間の場合は保護者に理解を得られるようお願いの声をかけている。また、土曜利用があり週6日の登園になってしまう子どもについては体調面を考慮し、平日に保護者が休みがある場合、家庭保育を勧めている。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・家庭とは年間を通じて行われる保護者会やありのみ会(総会)、保育参観、保育参加などで交流の機会を設けている。また、子どもの誕生月にあわせて個人面談の機会を設定している。0～2歳児クラスまでは連絡帳で日々のできごとを担任と親が共有している。幼児クラスでは送迎時に口頭で伝達をするようにしている。その他、園だよりの配信、掲示板に日々の活動を掲示して日々の様子を伝えることで共有を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・常勤の看護師が在職しており、子どもたちの健康管理と健康教育、体調不良児対応型病児保育の事業を行っている。事務室の隣には保健室があり、そこでケガや体調不良の子どもへの対応を行っている。看護師が年間の保健指導計画を作成し、紙芝居やパネルシアターなどを活用して手洗いなど年齢に合わせた保健指導を行っている。また、背骨の模型を作成しての座り方指導なども取り入れている。年2回の内科健診や歯科検診では、事前に保護者に書面で伝え、気になることがあれば記入してもらい、健診時に看護師が医師に質問して書面で回答を伝えている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・体調不良の子どもは、保護者が迎えが来るまで保健室で看護師が見守りをしながら過ごすようにしている。薬の預かりや医療ケアなどについても看護師が中心に実施している。園嘱託医の小児科医師と歯科医師とも連携し、健康管理などのアドバイスなどをもらっている。園の入口に洗面台があり、園児と保護者に送迎の際にうがい・手洗いを奨励している。手洗い指導、鼻かみ指導などの健康指導も定期的に行っている。玩具や保育室は毎日消毒し、感染症の発生に応じて市や保健所と連携をとって保護者にも情報提供を行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園庭の奥に畑があり、苗を植えたり、収穫を楽しむことができ、園で収穫した野菜を給食で使用し、実際に食べることができる。味噌や梅干しも子ども達といっしょに毎年手作りしている。給食は卵・乳を使用しない「なかよし給食」を採用しており、アレルギーがあってもなくても全員が同じ食事が摂れるようになっている。また、月に一回の「食育の日」では卵と乳を使用したメニューを提供しており、食物アレルギーがあることを子ども達が理解するために採用している。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育室はエアコンで室内の温度、湿度が管理できるようになっており、保育室に温度計、湿度計を備え、必要に応じて加湿器を使用するなどその日の天候、気温により調整を図りながら快適に過ごせるよう配慮している。午睡時には子どもの顔が見れる程度の明るさを保ち、乳幼児突然死症候群などの事故防止に努めている。日中は事務パートが廊下や玄関ホールを清掃し、夕方から出勤の清掃専任のパート職員が清掃および台拭きの洗濯を行うなど衛生管理に努めている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育安全計画の中で毎日室内と園庭の安全確認をし記録をつけている。園庭遊びにおいては基本的には子どもがやりたいことを尊重しているが、危険な箇所などがあればあらかじめ取り除くよう、保育士・プレーリーダーなど各職種が話し合い検討している。ヒヤリハット、事故事例は職員全体で共有し場合によっては話し合いを持ち事故防止につなげている。事故対応の各種マニュアルがあり、看護師が中心になって具体的にどう動くかなどの研修を行っている。また、心肺蘇生の訓練も年1回行うなど事故対応に取り組んでいる。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・各種防災に関するマニュアルを用意し、災害時における事業継続計画は事務長を中心に作成している。子どもには毎月地震、火災、不審者対応など色々な想定での避難訓練を行い災害などに備えている。保護者には、年1回、子どもを避難場所まで迎えに来てもらう引渡し訓練を行っている。また、毎年6月には消防署、10月には警察署員の指導のもと合同で避難訓練を実施しており、災害時に園の駐車場に避難する様子を見てもらい、意見をもらうなど、災害時の対応に取り組んでいる。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・地域の子育て支援としては、入園を希望する保護者の園見学時に子育て相談に応じることにしている。コロナ感染予防でしばらくは園を開放することはなかったが、今年度はコロナが5類になり、園庭開放を数年ぶりに開催して、地域の方々や卒園児の家庭が参加している。また、不定期だが乳児向けのリトミックも開催しており、保護者同士の交流を図っている。今後もそういった地域に向けての園庭開放を季節ごとに行っていきたいと考えている。</p>		